

び造成にかかる事業に対する貸付についての利子の軽減に充てる財源を得させるための非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てさせることとし、中同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合においてその損失を埋めるための保険準備基金に充てさせることとし、日本輸出入銀行におきましては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間ににおいて将来当該機構の出資に振りかえることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金に充てさせることとし、また、日本貿易振興会及び日本労働協会におきましては、それぞれその事業の運営に必要な経費をまかなう財源を得るための基金に充てさせることといたしております。

これら五つの基金に属する現金は、日本輸出入銀行が東南アジア開発協力のための出資及び投資に選用する場合の金額と、五法人が年度内の資金繰りのために繰りかえ使用中の金額を除くほか、これを資金運用部に預託して管理しなければならないこととし、また、これらの五つの基金は、農林漁業金融公庫が、その運用益から基金に組み入れた額を限度として貸付利子の軽減のために使用する場合と、中小企業信用保険公庫が保険事業の損失補てんに充てる場合のほかは、これをとりくずすことができないことといたしますとともに、その他各基金の適正な経理を行ふため必要な規定を設けることといたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十三年度税制改正の一環としてすでに所得税法等の一部を改正する法律案等関係法律案を提出して御審議を願つておるのであります。が、さらに当面要請される貯蓄の増強及び科学技術の振興に資する等のため所要の改正を行ふこととして、ここに租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下この法律案についてその大要を申し上げます。

第一は、貯蓄の増強に資するための臨時措置として、新たに貯蓄控除制度を創設したことであります。これは、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に特定の長期間貯蓄を行なつた個人の昭和三十三年分及び三十四年分の所得税について、年間貯蓄額の三%相当額、最高六千円をそれぞれの年分の所得税額から控除することとしようとするものであります。この貯蓄控除の対象となる貯蓄の種類は、預貯金、合同運用信託、公社債、証券投資信託、株式及び生命保険などとし、その貯蓄の形態は、継続的な定期貯蓄の風習を奨励し、かつ、既存の貯蓄からこの貯蓄に振りかえて貯蓄控除の適用を受けるような弊害を防止する見地から原則として六月以上毎月一定額の積み立てを行うものであること及びその平均預入期間が二年以上のものであることを条件といたします。

なお、この貯蓄控除は、給与所得者の場合は年末調整の際に、申告所得者の場合は、確定申告の際に、それぞれ控除を行ふ建前にいたしております。

第二は、科学技術の振興に資するための特別償却制度の拡充であります。すなわち、ます試験研究の実施を奨励

するため、現行の試験研究用機械設備等の特別償却制度を拡充し、現行の三年均等償却の方法を改めてその三年間の償却額に傾斜をつけ、初年度にその取得価額の二分の一の償却ができることとともに、重要な新技術の企業化を促進するため、新たに新技術企業化用機械設備等の特別償却制度を設け、昭和三十三年四月一日から昭和三十八年三月三十日までの間に、重要な新技術を企業化するための機械設備等を取得して企業化の用に供したときは、初年度にその取得価額の二分の一の特別償却をすることができることにいたしております。

第三は、輸出振興に資するための輸出所得控除制度の改正等であります。すなわち、輸出所得控除制度については、前国会において割増控除制度を設け、その拡充を図つたのであります。が、今国会においても、輸出振興的重要性にかえりみ、同制度についてさらによき上げるとともに、紡織業者等の委託を受けて行う縫製加工を輸出所得控除制度の適用対象に加えるものとするほか、現行の輸出損失準備金制度及び海外支店用設備等の特別償却制度の適用限度を法人については昭和三十五年一月一日を含む事業年度の直前事業年度まで、個人については昭和三十四年まで延長することといたしております。

第四は、住宅建設の重要性に顧み、現行の住宅建設促進のための特別措置の適用限度を延長したこととあります。すなわち、新築賃住宅に対する

特別償却制度及び新築住宅に與する登録税の軽減及び非課税措置についてそれを適用期限を昭和三十七年三月三十日まで延長することいたしております。

以上のほか、開墾地等の農業所得及び土地改良事業施行地の後作所得に対する所得税の免税制度、協同事業用機械等の三年間五割増特別償却制度、外航船舶に関する登録税の軽減措置及び航空機の乗客に対する通行税の軽減措置について、これらの特別措置がなされた必要と認められる期間その適用期限を延長するとともに、重油ボイラーの改造費の特別償却制度については、存続理由が認められなくなつたのでその適用期限の延長を行わないものとし、その他所要の規定の整備をはかることといたしております。

以上、この三法律案につきまして提案の理由とその大要を申し上げましたが、何とぞ御審議のうえ、すみやかに御賛成下さるようお願ひいたします次第であります。

○委員長(河野謙三君) ただいま説明を聽取いたしました各案の補足説明及び質疑は後日に譲ることにいたします。

○委員長(河野謙三君) この際租税及び金融等に関する調査を議題として、租税行政に関する件について質疑を行います。

今政府から政府委員として国税庁の長官並びに官房長の出席を求めておりますが、衆議院の委員会に出ておりまして、ただいま向うの委員会が済んで間もなくここに参るということになりましたから、このましまばらくお待ち願います。

○委員長(河野謙三君) 速記をつけて下さい。
ただいま北島国税局長官が見えました。質疑のある方は順次御発言を願います。
○平林剛君 国税庁の長官に若干お尋ねいたしたいことは、日本経済新聞にも掲載されておりますが、二月十三日に大阪国税局の岡田某が警察によって逮捕されたという事件がござります。新聞の報するところによりますと、まだ明確を欠いておりますけれども、徴税行政に対する疑問、あるいは逮捕理由に対する疑問が生じて参りましたので、この点についてあなたの見解を聞きたいと思うわけであります。この逮捕事件についてのこまかいことにについて、何か警察当局からあなたの方に御連絡があつたかどうか、これが一つ。それからこの逮捕の理由は、新聞紙の報ずるところによると、所得額査定の基準となる効率表と、標準率表を外部に示したことが秘密漏洩ということで、國家公務員法に違反をする行為であると伝えられておりますけれども、これは警察当局が偶然発見したものが、あるいは追隨行をして暴露したかという疑問もありますけれども、これには警察当局が偶然発見したものが、一体何か。一般的の国民は所得税法その他の税法で規定をされたものによって徴税をされておると信じておりますために、どうも国税当局では効率表とか標準率表というものを持つていて、それで全般的な税務行政をやっておるのではないだろうか、こう

いは、疑問を感じざるを得ないのであります。そこで一体この効率表とか標準率表は何だ、秘密にしていいないでわれわれ国民の代表にも提示してもらいたい。少くともどんなんののだか説明してもらいたい。こういう二つの点について明らかにしてもらいたいと思うのです。

○政府委員(北島武雄君) 去る二月十二日の午後十一時ごろ堺税務署の直税課勤務岡田事務官が大阪府警察本部の第一項、第二百九条第十二項の違反察疑として逮捕せられたのは、これは事実でござります。この内容につきましては、まだ詳細つまびらかでございませんけれども、いわゆる民主商工会の人も、大阪商工団体連合会の三國事務局長に岡田事務官が税務行政上の秘密文書を交付したという空疑惑のようであります。なお、このうち十三日未明を期しまして、大阪府警察本部から岡田事務官のほか、堺税務署、それから大阪商工団体、連合会事務所とを捜索いたしまして、証拠書類を押収されたのでござりますが、岡田事務官から三重事務局長に流された文書の中には、少くとも昭和三十二年度分営業、庶業所得税標準率表が含まれていたといふことが確認されたのでございます。

そこで、第三段の御質問でございましたが、所得標準率とはどういうものか。あるいはまた効率とはどういうものかにつきまして、まず内容を御説明申し上げたいと思います。

標準率と申しますと、その事業者の所得を計算する場合に、年間売り上げに対するしまして、通常所得がどのくらいあるのかにつきまして、ます内容を御説明申し上げたいと思います。

るかといふことを業種別に調べてまいりました。効率とは、同じく事業の所得計算に際しまして、たとえば従事員の数とか、在庫品のあり方とか、あるいは設備の質敷等、外形標準が売り上げに一定の相関関係を持つような業種目につきまして、これらの外形標準の一単位当たりの年間売上高を示す比率でござります。これらの比率は、毎年税務署におきまして相当たくさんの中抽出されなつたまでもなく所得の調査は、原則として、個々の納税者につきまして本人の記帳に基き調査を行なつております。中止までもなく納税者が記帳されておるものにつきましては、このよくな比率を使用する必要はないわけでございます。納税者が記帳していない場合や、あるいは同業種とのつり合い等、具体的な事情を勘案いたしまして、売上高や所得額を推計することになるわけでございますが、その際、同業種の平均効率を示す、いわゆる効率や、標準率を所得推計の重要な資料として昔から使用いたしております。すなわちかりに売上高の記帳がないという場合には、効率によって売上高を推計する。それからまた売上高の記帳はあるが、必要経費を考慮して得た所得額を推計する。あるいはまた帳簿が全然ないという場合や、帳簿があ

りまして、客観的に見て記帳に偏りのないという場合には、双方の比率によりまして売上高、所得金額を推計いたします。しかしこれらの、いわゆる効率や、所得標準率の使用に当りますことは、もちろん帳簿をつけておられる青色申告者については適用がないわけでございますが、いわゆる白色申告者につきましても、具体的な適用については慎重にいたすべきことはもちろんございます。一応の平均値でございますので、これによつて所得を押しつけるといふようなことはできるだけ避けたいたしまして、この点は、もろん帳簿をつけておられる青色申告者については適用がないわけでございますが、いわゆる白色申告者につきましては、所得推計の重要な資料であることはもちろんあると存じますが、これを強制的に使用するといいたさない。ただ、もちろんいろいろな客観的な事実を調査をいたしました平均値は、これは所得標準率を用ひたいために、これが適切であると存じますことはできるだけ避けておるわけでござります。

比率によって算定されます。所得金額を作することによって、売上金額や所得額をこれらの比率に合うように引き下げる、いわば殘念ですが、脱税をはかるというおそれなしとしないわけでございます。それからまたかりにこれを公表いたしました場合に、納税者間にいろいろな問題が出て、あらぬ誤解の生ずるものとござります。たとえば税務署はその標率によつて一律にやるのではないか。自分のところは正しく記帳しております。ほんとうに所得はこれしかないが、税務署の標率よりも低い、その場合は税務署より強制されるのではないか。これは税務署が無理なことをするそういうような税務行政上のいろいろの摩擦も考えられますので、現段階においては一般的にこういった効率や標準率を外部に公表するということは私ども適当でない、こう考えております。

しに合わなければ、なかなかあがめたの
方では是認をしないといふ建前になつ
ている。むしろ公表して、これこれの
歩合で徵税をするのだといふ、明らかに
する方法の方が、これはやはり納得し
た納税習慣といふものが出でてくる方向
に行くのじやないだらうか。私はそれ
はあべこべだと思ひのですけれども、
大体こういうものがあるということ
は、大体その他の新聞にも報せられて
おつて、公然の秘密にもなつてゐる。
むしろこの際は積極的に公表をして、
税務署はこういう形でやつてゐるのだ
ぞとすべきじやないですか。それから
あなたは今標準率をきめてあるのだから
ら、それを上回るときに脱税がどうの
こうのと言ひけれども、むしろ今の徵
稅行政を見ていくと、それに合
わないものはどんどんつり上げていく
ような方によけい使われているのじや
ないですか。そらなると国民は、何の
ために国民の代表が国会で税法を審議
してくれているのか少しもわからな
い。あなたの説明はあべこべの方の説
明をしている場合が多いように思ひの
ですけれども、もう一度一つ見解を聞
かしてもらいたい。

青色申告者は申告納税者の約半数に過ぎず、その他はほとんどいわゆる白色申告者でございまして、帳簿記帳なども備わってないというような状況でございます。所得者間の各種の権衡を保ち、正しい負担に応じた業者間のつき合いを保つた課税をいたすためには、一つのやはり目じるし、手引が必要でございます。しかしこれはあくまで税務調査の一つの資料でございまして、何軒か調査いたしましたいろいろ個々的事情の違う方々のいわば平均値でござりますので、これを一般的にこうしなさいといふのは適当でないわけでございます。あくまでもやっぱり個々の方の実情に基いて、そうして御自分が正しい申告をしていただくことが、やっぱり申告納税制度の本來であるうございます。公表してはどうかといふ御意見は承りますけれども、現段階におきましては、これを公表することは適当でない、こういうように考えております。

○平林剛君 私の承知しておるところ

では毎日新聞の掲載記事で、昔税金といふ欄がございまして、あの中には新聞紙を通じて、この効率表とか標準率表相談役にはこれを参考にしていろいろ世話をしております。大がいの税理士はこんなものは持つておる。そして一般の納税者の相談役にはこれを参考にしていろいろ承知しておる。言わばこれはもう昔間に流れれるものであつて、今日の段階では秘密にしておくべきものじやないじやないか、むしろ公平を期して、地域的な差とが業種間のバランスをとるという意味でも公表して、国民がこらいうことでやつておるのだといふこと

も備わってないといふような状況でございます。所得者間の各種の権衡を保ち、正しい負担に応じた業者間のつき合いを保つた課税をいたすためには、一つのやはり目じるし、手引が必要でございます。しかしこれはあくまで税務調査の一つの資料でございまして、何軒か調査いたしましたいろいろ個々的事情の違う方々のいわば平均値でござりますので、これを一般的にこうしなさいといふのは適当でないわけでございます。あくまでもやっぱり個々の方の実情に基いて、そうして御自分が正しい申告をしていただくことが、やっぱり申告納税制度の本來であるうございます。公表してはどうかといふ御意見は承りますけれども、現段階におきましては、これを公表することは適當でない、こういうように考えております。

○平林剛君 私の承知しておるところ

では毎日新聞の掲載記事で、昔税金といふ欄がございまして、あの中には新聞紙を通じて、この効率表とか標準率表相談役にはこれを参考にしていろいろ世話をしております。大がいの税理士はこんなものは持つておる。そして一般の納税者の相談役にはこれを参考にしていろいろ承知しておる。言わばこれはもう昔間に流れれるものじやないじやないか、むしろ公平を期して、地域的な差とが業種間のバランスをとるという意味でも公表して、国民がこらいうことでやつておるのだといふこと

とを承知して申告をするということな

らばよいけれども、今日のように自主申告制度が立つておるときに、なほおこ

れを秘密資料だといって持つておるこ

と自体が、私はどうも納得ができない

のですが、新聞に発表されておること

や、あるいは多くの税理士が持つてお

るということをどういうふうにお考え

になりますか。

○政府委員(北島武雄君) そのよろな

行政の秘密が漏れることに問題がある

のでありますと、私どもは部内におい

て、そのような秘密が漏れることにな

いようには常に注意しておるのでありま

すが、漏れたのだから、あとこれを公

表せよということはいかがであろうか

と思います。ことに小売商など毎年変

るので、毎年その年の調査によりまし

て、事情に応じて作成せられるもので

あります。この年々

のものでござります。

○平林剛君 秘密が非常に漏れるとい

うが、国民の側から言えば、あなたと

お見合いで立場になるのです。国民と

議会で論議をされた税法によって徴税

をされるのです。それとはまた別に秘

密のものがあつて、それではかられる

うことです。これは国民党は心配

でしようがない。特に私はあなたにお

聞知しないのです。どういとも

かお示しをいただけば非常に仕合

せに存じます。元来申告をしていたた

く場合に、誓約書を事前にとつて申告

をしてもらひといふようなことは、

ちょっと想像ができないことじやない

かといふふうに考えております。

それから、お知らせを廃止しても一

向同じじやないか、よくならぬじやな

いが、見直し期間を設けて何事だとい

う御意見のようあります。申告があ

ればそれでよろしいといふ筋合のもの

のじやございませんので、やはり私た

ちの方としては、実際に調査をする、

ことに先ほどお話しの標準率なり効率

ないかといふ疑問も持つていています。

○平林剛君 秘密が非常に漏れるとい

うが、國民の側から言えば、あなたと

お見合いで立場になるのです。國民と

議会で論議をされた税法によって徴税

をされるのです。それとはまた別に秘

密のものがあつて、それではかられる

うことです。これは國民は心配

でしようがない。特に私はあなたにお

聞知しないのです。どういとも

かお示しをいただけば非常に仕合

せに存じます。元来申告をしていたた

く場合に、誓約書を事前にとつて申告

をしてもらひといふようなことは、

ちょっと想像ができないことじやない

かといふふうに考えております。

それから、お知らせを廃止しても一

向同じじやないか、よくならぬじやな

いが、見直し期間を設けて何事だとい

う御意見のようあります。申告があ

ればそれでよろしいといふ筋合のもの

のじやございませんので、やはり私た

ちの方としては、実際に調査をする、

ことに先ほどお話しの標準率なり効率

ないかといふ疑問も持つていています。

○平林剛君 まあ効率表、標準率表が

戦前あつたといふことは私も承知して

います。しかし、戦後少くとも自主申告

制度が立てられたときには、こうい

うことは再検討されなければならぬじや

ないかといふ疑問も持つていています。

それは別にして、今あなたが誓約書は全然閲知しないと、こうおっしゃられましたね。私の言うのは誓約書といふ言葉にとらわれるのじゃありませんよ。あなたが、私が誓約書と言つたから、誓約書は閲知しないという答弁になりますから、後日のため官僚的答弁になりますが、私は誓約書といつたけれども、そろそろ申し上げておきますが、私は誓約書のようないいものが存置するのじやないですか、それを指摘しておるのでですよ。あなたは誓約書といつたけれども、そういう趣旨のものもないと言い切れますか。私の言うのはこういうことです。私が指摘しているのは、お知らせ制度がなくなつて後においては、昔のようないい税務署の方からお知らせが納税者のところに届かない。これはやらない。しかし、その後は税務署の職員がそれをの納税者のところを、自宅を訪問していろいろ話し合はうと、話し合つて、私のところはこれこれだ、いやこういうことで大体このくらいあるはずだ、いろいろ議論はそれは徴税上の技術としてあり得るでしょう。指導もするだらうし、あるいはよい方向に向けるように努力をされることもありました。あるいは脱税がないように苦心されることもいろいろあるでしょう。いろいろそういう指導をなされた後に、それでは大体あなたのところは今度の納税期にはこれこれですよ、といつてそれに承認の判を押させてくる。誓約書といふ言葉が悪いかどうかわかりませんよ。しかしそれに署名をさせて、税務署の職員は帰つてくる。こういふことありませんか。私はそれがそのときにそれを誓約書と、こう言うわけですね。そういうことをやつている道員に使われるのがこの効率表と標準率表

○説明員（金子一平君）　ただいま御指摘の点は、あるいはこういうことじやないかと思うのでござりますが、事実が違つておりましたらまた答弁をし直します。

お知らせ制度を廃止いたしまして、全然納税者の方ではよるべき手がかりがないと、いよいよな場合でござります。そこで、御承知のように所得の計算、税額の計算は非常に複雑でございます。申告が始まりますと同時に、従来お知らせを出しておったような所までは、もし今申しましたような所得の計算の方法なり、税額の計算につきまして御不審の点がありましたら御相談に、いつといつは納税相談日としてあけておりますからいらして下さい。こういう手紙を差し上げることにいたしております。それで向うが、大体私はこれに税金をはじいておるんだが、税務署の方でも調査しておられるし、どんなものでしよう、という話が出たら事実その人について実際の調査をやつてる場合には、大体その調査を言つてよろしいというふうに言つております。あるいはそういったところから今までお話しのような誤解が生じたんじゃないかと思いますが、具体的な事實を私は日経でございますか、産経でございますか、見ておりませんので、ちよつと見当がつきかねますが、以上答弁いたします。

○平林剛君　まあ私がこの点は、あなたは知らないと言われるんだが、またもつと詳細に調べて、そして新たに指摘します。私の承知している限りで

は、今の趣旨のものが實際に行われておる。そうして稅務署の職員はできれば、これは無理だなと、——大体今いつた効率表とか標準率表は平均をとつておるわけですから、平均に満たない査定をしてくる場合もあり得るわけですよ、そうすると係長や課長は、お前、これのものはどうもこの標準に合っていないと、だからこの申告は是認をしないと、専門的な言葉で言えば申告は認率が悪いから、もう一回やつてこい、といって押し返して、本人一人が三百軒なら三百軒持つておるのに近寄らなければ、それを勤務成績の標準にしておる。従つて稅務署の職員は、標準率表以下のものであつても、なるべくそれに近づけるようにしなきゃならぬ。逆なことで言えば、國民はこの標準率表によつて泣かされてるわけです。そういう場合もあるじゃないかと。それではせつからく税法を作つたて、國民の實際の徵稅行政はあなた方がやるわけだから、税法以上のものによつて困るような事態が多くはないか。特に政府の方でいろいろ財源が必要なときには徵稅を強化するといふこともありましよう。さう私が指摘したこの逮捕事件も、私は同様に見ていいるんですよ。大して秘密的なものでもないんだと。すでに新聞やその他に報道せられておつて、いわば半分公然たるものであると。しかしこの際これを逮捕することによって、國稅厅の職員の組合は少し一般の組合より強いものだから、これに一つ攻撃をかけておけば、三月の徵稅攻勢もうまくいくんじゃないかと。これはまあここまでいくと、あんまりせんざくが過ぎるかも知れませんけれども、そんなような意

○大矢正君 関連して、北島さんにお伺いしたいんだが、かりに税を支払う側の立場の者が税務署の署員に、こういう内容のものは一休どのくらい課税されるものなのか、あるいはその標準はどの程度と見込まれるのか、ということを尋ねた場合には、税務署の署員はそれに対し答弁はできないんですね。か、しないんですか、それともするんですか。

○政府委員(北島武雄君) 従来はそれが、いわゆるお知らせ制度によりまして文書で、あなたの昭和三十一年度分所得は私の方の調査ではこれこれになつておりますと、こう言つておるわけです。今度お知らせ制度の廢止に伴いまして、積極的に税務署側から、そういうあなたの所得はこれこれに考えておりますと、いふことは積極的に申し上げておりません。しかし、この二月十六日から三月十五日までの確定申告期間におきまして、やはり納税者の申告の御相談に応することは私は必要だらう、たとえば所得の計算をどうするか、あるいはまた税額がどうなるかといふことのわからない実は納税者の方が相当あるのでござります。御相談に応じるために税法の御説明を申し上げるとともに、もし納税者の方々から、私の所得は税務署がどう見ているか、ということの御質問がございましたならば、私の方としては、やはり一応私

どもの調査ではこういうふうになつておりますが、ということは申し上げるつもりであります。全然申し上げないで五里霧中に迷わせておいて、あとで更正決定ということはできるだけ避けたい。ただ昔のようにあらかじめ文書でもつてお知らせを強要——いわゆる強しつけるという感じを私は与えるべきではないと、こう思つております。

○大矢正君 かりにパン屋さんがパンを製造する場合に、粉一本を使って幾らのパンができるかというよくな、いわば標準の見方というものが税務署にいるわけでしょう。ですから、そういうものを一体大蔵省としては、税務署としてほどの程度に見ておるか。これは一つの例ですが、そういうことを税務署員に店屋の主人が尋ねた場合に、それはわれわれには基準といふものがあるけれども、たとえば、粉一袋に対してもなんばとくいうものはお知らせすることとはできませんと拒否するのか、それともその場合に、いやそれはわれわれとしては大体なんばなんばに見ておるということを税務署の署員が言ふるんですか、その点。

○政府委員(北島武雄君) たとえば、粉一本からどのくらいパンが出来るかということは、御自分が実は一番知つてゐるわけです。ですから税務署にお聞きになる必要はないんです。従いまして、その効率はどうかということは私の方ではお知らせいたしません。一番やつぱり納税者の方が御存じなので、現在の申告納税制度におきましては、先ほど申し上げましたように、自分の所得を正確に計算なさつて納税してい

ただくのが筋でござります。あらかじめこの標準はどうかということは、私どもの方では一般に申し上げるわけにはいきません。

○大矢正君 それは、私の言うのは、
前提として前もって税務署に知らせて
くれということじゃないんですよ。そ
れを聞かしてくれということなんです
がね。で、結局まあ今の立場からいけ

○ 説明員(金子一平君) ただいまのお話は更正決定の場合、その説明をどういうふうにしてやるかというお尋ねだらうと思いますが、申告が全然ない。

は、税務署側に幾らに見ておるといふ
説明をする義務があるうかと思うので
す。

○大矢正君 そうすると、あなたの言
う解釈からいふと、当然最終的にはそ

○大矢正君 これは私が熟知しております。
範囲においては、あなたの言われておる
ようなことで決して税務行政というも
のは行われてはいないと思います。か

ないような気がしてなりませんね。またあなたに焦点をぼかされてしまうところから、逆戻りとして、なるだけ焦点をぼかされないようにしてお尋ねしたいのですが、かりにさつきから申

は、そういうものか知らせられない」という解釈が出てくるわけですか、税務署の署員に、かりに一袋で幾らのものをとるという前提でそれを標準として、税額を決定をするということについて、税を負担する側の方が幾ら聞いていて、

○政府委員(北島武雄君) たとえば今
回の大坂の例で申しますと、大阪国税
局長は今年の一月二十二日に、昭和三
すが、絶対に。

十二年度分所得美種目別効率表について、一月十日に昭和三十二年分の營業、庶業所得標準率について通知を出している。これによりますと、大体内容は同じでございますが、その要旨

は、「この管理に留意し、いやしくも外部に漏洩することのないよう厳に注意されたい。」云々。また番号等を明確に一連番号を付して、そして渡しておりますので、個々の標準について一般的にこれを知らせるということはいたしません。

○大矢正君 そろすると、納税者の側としては、かりに君のところの税額は幾ら幾らだという決定的通知が来る。そのことに対する納税義務者としては内容的にそのことを理解することができないので、一体どういうことからできだけ課税されるのかという質問をし

○大矢正君 結局納税者の方として
は、かりに五十なら五十できると仮定
をして、私の方は五十しかできないの
だ、あるいは実績に基いて五十しかで
きないのだといふふうに言おう。税務署
の方はいやそうではない、五十ではき

ものを一律にこれはこれでよろしいの
だと言う必要は、税務官厅側としては
毛頭ないし、また申告納税の建前から
申しまして、そういう行き方はおかし
いのであります。標準率なり効率表と
いうものは、やはり税務官吏側の、税
務職員側の一つの目安と申しましよう

取が入ってきやしませんよ。それはもう徴税強化と相待つて自然增收がふえておるという現実があるのでですから、だからそういうことを探つていけば、具体的にこまかく質問をしていけば、それはものさしあつて、何もそれに拘泥しないのだというふうに逃げられ

はぐらかさないで、一つ焦点をつかんで御答弁願いたい。

○政府委員(北島武雄君) これは刑事案件について私は所管外であつてよくわかりませんが、東京高等裁判所のいわゆるラストボロフ事件の判決によりますれば、こういうことを言っておりま

ば、なるほどこの更正は間違いであつた、それでは直しましょうということになるであろうし、あるいはだんだん話を突き詰めていくて、もつと売れているじゃないですか、特別な事情はないでしようということであればそのようになる、かよくなことになると思う

ば屋ならそば屋の粉の使用の仕方が、パンやそばの場合は比較的問題はないかとも思いますけれども、業種、業態によりまして、経費の使い方、あるいは所得の率といふものは相当やはり種々違つたものがあらうかと思うのです。その違つた業種、業態によつて違つた

のが必ずある。実際はそんなんですよ。
そうだとすれば、私はあなたの言わわれ
るよう、幅が非常にあるなぞという
よりに考えるのは大間違いであるし、
そんななまやさしいものではない。
そんななまやさしい税務行政をやって
いたら、毎年々々一千億以上の自然増

取が入ってきやしませんよ。それはもう徴税強化と相待つて自然增收がふえておるという現実があるのでですから、だからそういうことを探つていけば、具体的にこまかく質問をしていけば、それはものさしあつて、何もそれに拘泥しないのだというふうに逃げられ

はぐらかさないで、一つ焦点をつかんで御答弁願いたい。

○政府委員(北島武雄君) これは刑事案件について私は所管外であつてよくわかりませんが、東京高等裁判所のいわゆるラストボロフ事件の判決によりますれば、こういうことを言っておりま

いわゆる「秘密」とは、所論実質的密秘権に属する事項ばかりでなく、国家が一般に知られることを禁ずる旨を明示した事項を指称するものと解すべく、國家公務員である職員に対し、その職務上の関係において配付された特定の文書に、いわゆる密扱の表示が附してある場合には、その受配布公務員において当該文書の内容を一般に知らせることを禁ずる旨を国家機関が明示したためと認めるのが相当である。こういうふうに一応言つておりますが、こういうものを一般に公開してはならぬと、こういうふうに密密扱にしております。それからそれの実質におきましては、私どもは現段階においてこれを公開するのは適当ではないと考えておるわけでございます。

○大矢正君 あなたはラストボロフな
ともありますことは、私どもとしては
遺憾に存じます。

極端な言いようをするよりでありますけれども、いなれば機密保持上、非常に支障があるというよなことで片づけるのは、これはもう慎重をもつて鳴るところの国税庁長官の御答弁にしても、どうも私はいただけないのですが、いかがですか。

○政府委員(北島武雄君) あるいは私の申し上げ方が悪かったかと存じますが、これは法律上の解釈で私どもよくわかりませんが、私どもしましては、これは自主的に外部に公開すべきものではない、一般的に公開すべきものではない、そりしてかつ国税局長がこれを漏らしてはならぬということを言つておるわけです。表に出ているからもう漏らしてもいいじゃないかといふ議論は、私は必ずしもならぬと思うのであります。ことに効率、標準率といふものは毎年々々新しいもので、毎年毎年経済情勢に応して所得の内容、標準が違つておるのであります。昨年漏れたからことし漏らしてもいいということにはならないと思います。

○小笠原二三男君 ちよつとお尋ねしますが、大阪における岡田何がしとうのが国家公務員法違反の容疑で逮捕され、結果某所の捜査によると二つの表が出た。従つて公務員としての秘密漏洩の国家公務員法違反の容疑がここに出てきた、こういうことです。あなたに聞くのは当を得ないのでですが、一般警察当局はこれが機密である、この二つの文書が機密であるということは、独自の判断ではわからないことだらうと思うのです。従つて事前に国税局ですか、税当局に対しても尋ねるか、あるいは税当局が部内漏洩の容疑をもつて警察の方にその捜索を依頼するか、そう

犯というものは表面化しないだろうと思ふのです。何の事前の連絡も当局において警察当局との間になかつたのか、あつたのか、この点をお尋ねをしたい。

○政府委員(北島武雄君) 私も今回の事件が新聞に出まして、さつそく非常に気になりますて國税局に調べさせなければなりません。その結果、今回の事件で事前に警察に連絡したことはございません。ただ二、三年前から大阪市内にこの印刷物が出ておるのであります。それで、大阪國税局においてはこれを非常に関心事としておつたのであります。当局としても未然防止について、一般的な問題として警察の方に常に連絡しておつたようであります。

○小笠原二三男君 そうすると、一般的な問題でもようございますけれども、この二つのものは当局としては漏洩である。従つてこれが外部に漏洩されるということは不適当であるから、警察当局におかれても内偵してほしい、こういう要請があつたわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 未然防止について、かねがね頭を悩ましておつたようでありまして、一般的な問題として連絡しておつたということであります。

争いの局に申し出た。事件の起因は、ある日、市長が市議会で「市議員の不正行為を糾弾する文書」を提出したところ、市議員たちはこれを「誹謗中傷」として訴訟を提起したのである。市長はこの文書を公表する権限があると主張するが、市議員たちはその権限がないと主張する。裁判所では、市長の主張が認められ、文書は公表された。しかし、市議員たちは依然として訴訟を提起し、裁判所は市長を被告として訴訟を開始した。

それが検査されれば当然裁判の問題となつて、その決定いかんによつてはあなたの部下は刑事事犯に問われるのですね。これ以外にこのものを漏らした者は何人ももう裁判にかけて処断しなければならない筋合いのものというふうにあなたは部下の扱いを長官としてお考えになつておるのかということを聞いておるのであります。

ましては、まだ検察当局で捜査中でございまして、詳細は連絡がございませんので取り調べてございますので、私どもはその結果を待っております。

○小笠原三三男君 私のはその取り調べ以前のこととを言つていい。取り調べ以前のこととして、これが刑事事件に間違はないものとして、検察の捜査を一般的に願つておるというような状態でなく、あるいは検察の方でわかつたにしても、まああることですが部内の問題としてこれが処理し得る。従つて、検察の方において送検されし裁判上の問題とするということに出ない形をこれは要請するということはないが、この文書が極秘文書であるといふことは、どういふ形をすべきものであつても、その重要度によって、認定の仕方によつて、あなたの内部の処断で済む場合があるかないかと、ということの認定の仕方、同じく秘密すべきものであつても、そのものが客観的に、あるいは部内においても漏洩した者は何人といふ点でも、部長であつうが税務署長であつうが、一部でも漏洩した者はもう刑事事件あります、また取り調べの過程でござりますので……。

件に問われる。こうした措置をとるのを聞いている。公開してはいかぬといふことは、今までにしなくていい筋合いで文書であるのかどうかということを聞いています。この二つの文書以外にまだあることでも、内部的な規律はできておるにしても、質な形で漏洩するとかいうようなことがあります。大阪の場合は私は知りませんよ。けれども私は一般論として、そういうあなたの考え方を今聞いていきます。

○政府委員(北島武雄君) 一般論として申しますと、この所得標準率表、効率表を一般的にこれを開示するということは、税務部内としては禁物でございまして、敵に秘匿すべき文書、効率表、標準率表は敵に秘匿すべきものであると思っております。ただ具体的に個々の場合によりそれがどういう事情によつて表に出たかということになると、個々の具体的な事情がはつきりわからないと行政処分としても处分のしようがないわけです。一般的に申しますと、こういうものを外部の者に手渡すということは、これは税務部内としては禁物でございます。

○平林剛君 私はね、もろすでに一部に漏れている、一部どころじゃない、新聞紙の報ずるところによつて、それを読んだ国民は大体知つておるわけですね。そういうことになれば、それをいつまで秘扱いということを置いておくべきことは、どうもこれはかえって知つている者と知らない者とがあつて不公平。あなたも言ったように、現段

こう言うけれども、やはりそれは時期の問題でもあって、自主申告の時代においていつまでもこういうものを秘密行政として持つていることが適当かどうかといふことは検討しなければならないじゃないかと思います。そうしてあなたはしやくし定木を振り回すといふことはいかぬものだと、こう言われたけれども、実際はしやくし定木を振り回しているのだ。税務職員は何万あるが、三、四万あるでしょう。しかし私の聞くところでは、一人で大体三百件ぐらい受け持つていてるぐらいの仕事振りですよ。そうすれば一々こまかく国民納税者の納得のいくような調査をこの人員ではいきかねる。定員で縛られた無理もあるかもしけれども、結局むやみに振り回してはいかぬものを頼りにして徴税行政をしなければいかぬということになりますよ。そうなると、われわれ国民の代表でさえ知らぬものを中心に徴税行政をやっていふということになると、國民はこれは大へんな恐怖を受ける。そういう意味から行きまして私はこれは秘密を保つておくべきものか。公表をして、一般に公平な課税のものさしとしてあらうのだ、しかしこれは一つのものさしだといふふうに理解をさせて、今後徴税をやるべきものじやないだらうかと思うのですがね。そこで私の質問に關係をするわけですが、一つ効率表と標準率表を議会に提出をしてもらいたいと思う。これは税法以外にそういうものがあるということは私は知らなかつたことだ。私たちの委員会にも提出できぬよくなものがあなたの方は單独に持っているのかどうか。国民の代表

徴税のもののかしにするとなつたら、私は知らないものを、あなたの方はそれは国民の期待にこたえることができない。委員会に対しても提出できますか。
○政府委員(北島武雄君) 先ほどから申し上げましたように、所得標準率表、効率表は部内における一つのものさしでござりますから、これを公表することは非常な弊害を伴うことと私どもは考えております。それで一つ提出は御勘弁願いたいと思います。
○平林剛君 国民の代表たる議員にも知らせることができないものであなた方は徴税をやるのですか。
○小笠原二三男君 議事進行について。長官は議員がこういう資料を提出せよといったのに、あなたは内部的に秘密を保持すべきものだと思つておつても、あなたは提出できないといふことを言える権限はないはずだ。あなたはこのことを大臣に伝えて、大臣が政府としてこれは秘密であるから出し得ないということが公式にならなければ、たとえば証人としてあなたをあらためて呼んで聞く場合でも、行政政府の秘密であることについては、あなたの監督している権限者がそれはいかぬと言えどもそれはなし得ないということになつて来る。あなたの自身でそれは御勘弁願いたいというのは私はどうもおかしいと思う、この扱いは。そのためには政務次官もおるがどうですか。
○委員長(河野謙三君) 今の効率表と標準率表の提出につきましては次回までによく政務次官、大臣と御相談の上御回答をいたただくといふことが一番適当だと思いますから、さうようにはからざしていただきたいと思ひます。

なお、私から一言関連してお尋ねしますが、祕密文書の取扱いですが、今問題になっているこの二つの表といふものは、大臣の決裁の上に秘密というふうに決定しておるのか、国税局長官、あなたの委任事項の範囲内においての秘密なのか、それとも地方の国税局長の取扱いの範囲においての秘密の扱いなのか、これについてちょっと……、私はなはだしろうとですが……。

○政府委員(北島武雄君) 従来から伝統的に税務部内におきましては標準率表、効率表といふものは機密扱いといふことになつております。これが国税局長官の通達にありますたかどろかはただいまつまびらかではございませんが、少くとも国税局長の委任事項といいたしまして、国税局長はこれは秘すべきであるという従来からの税務部内の伝統に従いまして現に一連番号を付して職員に配付しておるわけでござります。

○委員長(河野謙三君) そぞすると、地方の国税局の局長の委任された事務の範囲内においての秘密扱いと、こういうことですか。

○政府委員(北島武雄君) この所得標準率表、効率表は各國税局でそれぞれの管内の実情において作成をいたしておるものでございまして、全国一本のものではないわけでございます。そこで各國税局におきまして管内の事情に応じてその年の効率表、所得標準率表を作成いたしまして、おののそれを秘密として取り扱つておるわけでござります。

○委員長(河野謙三君) そうしますと、理屈の上からいきますと、国税局

の局長の委任事項の範囲だ、そ�うですね、この秘密扱いは。そ�うだとするところと、これは一律にみんな秘密扱いにしておるでありますようけれども、国税局の局長の判断によつては、ある国税局はこれは公開文書として差しつかえないと、これが地方の局長の委任事項ないんだという扱いもこれは別に違反じゃないわけですね、理屈の上からいけば。そ�うじゃないですか。

○政府委員(北島武雄君) 各国税局長におきましてそういうことを一般に公開するということは考えられない状況でございまして、從来からこれは各局ともそれぞ秘密扱いになつております。

○委員長(河野謙三君) 考えるとか考えぬじやなしに、國税局長の委任の事務の範囲内にしょう。そ�うだとすれば、その局長の判断によつて、これは秘密であるとか公開であるといふことはきめられるわけですか、理屈の上からいけば。私は実情を聞いておるんじゃないんです。実情は伝統によつて秘密ということですけれども、これは刑事問題と関連してくると、これによつて処罰を受ける受けないの問題なんですから。そ�うすると、大阪では秘密事項にしたためにこれは処罰を受けた、東京ではこれは局長の判断によつて公開事務として差しつかえないということになつて、これは処罰を受けなかつた、こういうことですと、これは非常に大きな問題になつてくると思う。私は最後につけ加えますが、そ�うから、大臣の決裁において取り扱うべき秘密事項ということならわかるけれども、これが地方の局長の委任事項の範囲内において秘密か秘密でないか

○政府委員(北島武雄君) 実は私が正確にたゞいま記憶しておりますんで、確かなことをお答え申し上げかねまし
たが、この所得標準率表を公開すべからずということは、從来局長会議の席上においても繰り返し繰り返し申しておることであります。おそらくこの文書を探れば、昔から通牒は出ていると思ひます。少くとも口頭では局長会議の席では常に国税府長官から注意いたしております。

○委員長(河野謙三君) 私は先ほどの文書提出の問題は次回までに御協議願いたいと同時に、今私がお尋ねしたことにつきまして私見をつけ加えれば、この秘密事項の扱いにつきましても、少くとも大臣の意思によつて決定するということではない限りは、私はこの問題はいかに伝統であつても今後の扱いとしては不適当だと思うのです。その点につきましても、今後も相変らず従来の伝統ということで地方局長の委任事項として扱われるか、それとも今後におきましてはもう少しけじめをつけて、大臣の決裁としては是非をきめる協議事項にするかということも一つ御相談の上御回答願いたいと思います。

○政府委員(白井勇君) ただいま委員長からお話をありました資料提出の問題はよく内部で相談いたしたいと思ひます。またつけ加えられました扱い方の問題につきましても、内部で検討いたしました上でお答え申し上げます。

○平林剛君 今政務次官がそう言つたから私は黙つたが、さつき委員長の御

発言に対してもうなづいたのでは譲事録に載らぬから、あなたがそう言つたから次回まで私は提出を要求する。またこれは秘密にすべきものではないといた見解を私は持つてゐる。今後の徵税行政は國民にとって重大な関心のあることですから、民主的に……秘密行政になるといふよくなことで、大体稅務署が鬼よりこわいようなふうにこわがるようなこではいかぬですよ。もつと國民に明らかに公平な原則で課稅をされてゐるといふ印象を持たせなければだめだ。それを一人に三百件も四百件も持たして結局ものまじでやるのなれば、これはもう稅務署がこわくてしようがないし、そして國民は泣く子と地頭に勝てぬということで、稅務署の御説ごもつともでは困るということになる。この点の結論は大臣と相談するときも私らの意向は十分伝えておいてもらいたい。これは要望しておきます。

四十四条第四十一条の二】を「第四款
その他の特例(第四十条・第四十一
蓄控除)第四十二条の二【第四十一
条の六】に改める。

第十二条第一項中「その用に供し
ている期間」の下に「(以下この項に
おいて「使用期間」という。)」を加え、
「当該機械設備等を取得し、又は製
作するため必要とした金額の百分の九
十に相当する金額を当該各年のうち
の該当期間の月数を乗じてこれを三
十六で除して計算した金額とする。」
を「当該各年の次の各号に掲げる期
間の区分に応じ、当該各号に掲げる
金額(その年が第一号及び第二号に
掲げる期間を含むものであるとき
は、これらの号に掲げる金額の合計
額)とする。」に改め、同項に第一号
及び第二号として次のように加え
る。

一 その用に供した日から同日以
後一年を経過した日の前日まで
の期間 当該機械設備等の取得
価額の百分の五十に相当する金
額に当該各年の当該期間のうち
の使用期間の月数を乗じてこれ
を十二で除して計算した金額

二 前号に規定する一年を経過し
た日から同日以後二年を経過し
た日の前日までの期間 当該機
械設備等の取得価額の百分の四
十に相当する金額に当該各年の
当該期間のうちの使用期間の月
数を乗じてこれを二十四で除し
て計算した金額

第二項の次に次の二項を加える。
第二十二条中第三項を第四項とし、

3 第一項の規定による機械設備等の減価償却費の額の累積額が、当該機械設備等の取得価額の百分の九十に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかるわらず、そのこえる金額は、各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入しない。

第十二条の次に次の二条を加える。

(新技術企業化用機械設備等の特別償却)

第十二条の二 青色申告書を提出する個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの間に、企業合理化促進法第五条第二項の規定による承認を受けた場合において、当該承認を受けた機械設備等での製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該機械設備等を製作して、これにつき同条第二項に規定する証明を受けたときは、当該承認に係る新技術の企業化の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該証明を受けた機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得稅法第十条第二項の規定にかかるわらず、当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械設備等

の減価償却費の額を計算する場合
について準用する。

3 第十条第一項の規定は、第一項

の規定の適用を受ける機械設備等
については適用しない。

4 第十二条第二項の規定は、第一項

又は第二項の規定を適用する場合
について準用する。

第十三条第一項中「昭和三十三年
十二月三十一日」を「昭和三十七年三
月三十一日」に改める。

第十七条第一項中「昭和三十二年
十二月三十一日」を「昭和三十四年十
二月三十一日」に改める。

第十八条 削除

第二十条第一項中「昭和三十二年」
を「昭和三十四年に改め、同条第四
項中「昭和三十四年十二月三十一日」
を「昭和三十六年十二月三十一日」に
改める。

第二十一条第一項各号列記以外の
部分中「第二号及び第三号」を「第二
号、第三号及び第十一号」に改め、
同項第八号中「メリヤス加工」の下に
「、縫製加工」を加え、同項第十一号
中「(第七条第五項に規定する对外支
払手段をいふ。以下この条において
同じ。)」を削り、「前号」を「前二号」に
改め、同号を同項第十二号とし、同
項第十号の次に次の一号を加える。

十一 対外支払手段 (第七条第五
項に規定する对外支払手段をい
う。以下この条において同じ。)
を対価として行う三國間の運送
(海上運送法(昭和二十四年法律
第一百八十七号)第十九条の四第
一項に規定する本邦以外の地域
の各港間の運送をいい、前号に
おいて同じ。)

又は第二項の規定を適用する場合
について準用する。

第二章第四節の次に次の二節を加
える。

掲げる運送を除く。以下この条
において同じ。)

第二十二条第二項第三号中「メリ
ヤス加工」の下に「、縫製加工」を加
え、同条第三項中「、第十号又は第
十一号」を「又は第十号から第十二号
まで」に改め、「輸出貨物の運送であ
ったこと」の下に、「当該取引が対外
支払手段を対価として行う三國間の
運送であったこと」を加える。

第二十二条の二第二項各号中「同
項第二号及び第三号」を「同項第二
号、第三号及び第十一号」に改め
る。

第二十三条第一項第四号中「メリ
ヤス加工」の下に「、縫製加工」を加
える。

第二十四条の見出しを「(開墾地等
の農業所得の免税)」に改め、同条第
一項中「昭和三十二年十二月三十一
日」を「昭和三十六年三月三十一日」
に、「昭和三十三年十二月三十一日」
までを「当該開墾、埋立若しくは干
拓により耕作の用に供することがで
きることとなつた日の属する年又は
その翌年中」に改め、「又は採塩(塩
専充法(昭和二十四年法律第一百二
号)第一項又は第二項に規定
する塩又はかん水の採取をいふ。以
下この項において同じ。)」及び「又は
採塩」を削る。

第二十五条中「個人が、」の下に
「昭和三十六年三月三十一日までに」
を加え、「昭和三十三年十二月三十
一日まで」を「当該土地改良事業によ
り改良された土地として利用するこ
とができることとなつた日の属する
年又はその翌年中」に改める。

第二十六条第一項中「昭和三十二年
十二月三十一日」を「昭和三十七年三
月三十一日」に改める。

第二十七条第一項中「昭和三十二年
十二月三十一日」を「昭和三十七年三
月三十一日」に改める。

第二十八条 削除

第二十九条第一項各号列記以外の
部分中「第二号及び第三号」を「第二
号、第三号及び第十一号」に改め、
同項第八号中「メリヤス加工」の下に
「、縫製加工」を加え、同項第十一号
中「(第七条第五項に規定する对外支
払手段をいふ。以下この条において
同じ。)」を削り、「前号」を「前二号」に
改め、同号を同項第十二号とし、同
項第十号の次に次の二号を加える。

十一 対外支払手段 (第七条第五
項に規定する对外支払手段をい
う。以下この条において同じ。)
を対価として行う三國間の運送
(海上運送法(昭和二十四年法律
第一百八十七号)第十九条の四第
一項に規定する本邦以外の地域
の各港間の運送をいい、前号に
おいて同じ。)

又は第二項の規定を適用する場合
について準用する。

第二章第四節の次に次の二節を加
える。

第五節 貯蓄控除

(用語の意義)

第四十一条の二 この節において「長
期貯蓄契約」とは、預金、郵便貯
金、定期積金若しくは合同運用信
託(貸付信託を除く。以下この項
において「預貯金等」と総称する。)

に関する政令で定める金融機関と
の契約(勤務先に対する預け金に
係る契約その他これに準ずるもの
を除く。)、公債、社債、貸付信託
若しくは証券投資信託の受益証券
若しくは株式(以下この条におい
て「証券」という。)の購入に関する
政令で定める証券業者(社債のう
ち特別の法令により金融機関が発
行する債券については、当該金融
機関を含み、貸付信託の受益証券
については、当該受益証券を発行
する信託会社又は信託業務を営む
銀行とする)との契約又は生命保
険(郵便年金を含む。以下この条
において同じ。)に関する契約で、
それぞれ次に掲げる要件に該当す
るものをいう。

一 当該契約により預貯金等を
し、証券を購入し、又は生命保
険料(郵便年金の掛金を含む。
以下この条において同じ。)の払
込をする者(以下この節におい
て「契約者」という。)がその名義
により締結したものであり、か
つ、生命保険に関する契約にあ
つては、その契約者又はこれと
生計を一にする配偶者その他の
親族を保険金又は年金の受取人
とするものであること。

二 当該契約の履行のため、毎月
引き続き、政令で定める一定額

の金銭の預入、積立、支払又は
払込(以下この節において「預
入等」という。)をするもので、
その最初の預入等の日を含む月
から最後の預入等の日を含む月
までの期間(以下この項において
「積定期間」という。)が六月以
上であること。ただし、次に掲げ
る契約については、政令で定める
特別の要件によることができる
ものとし、生命保険料の払込期間
が五年をこえる生命保険に関する
契約については、毎年一回以
上生じ保険料の払込をするもの
であることをもつて足りる。

イ 一定の勤務先その他の契約
先から引き続き勤務その他の
役務の対価として給与その他の
報酬の支払を受ける者が、當
該給与その他の報酬の支払日
に、その支払を受ける場所にお
いて又は当該勤務先その他の
契約先を通じて當該給与その
他の報酬の金額のうち預入
等をする旨を内容とする契約
ロイに掲げる契約のほか、そ
の者がその所得に係る収入金
額の支払を受けた場合に、當
該収入金額のうちから預入等
をすることが確実であると認
められる場合のうち政令で定
める場合における契約

ハ その他本文に定める要件に
よることが困難な特別の事情
がある場合のうち政令で定
める場合における契約

四 当該契約に係る証書におい
て、契約者が貯蓄期間(前号た
だし書の規定に該当する場合に
は、それぞれの証券について、
その購入の日から償還期限まで
の期間とする。以下この項にお
いて同じ。)内に、当該契約(こ
れに基いてする預貯金等に係る
契約を含む。)を解除せず、並び
に当該契約に係る権利又は当該
契約に基き取得した証券を譲
渡せず、及び担保に供しない
旨の意思を表示しており、か
つ、証券の購入に関する契約に
あつては、当該契約に基き取
得する証券を貯蓄期間を通じて

十四条の規定は、この法律の施行後に企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ひ、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算について適用し、この法律の施行前に当該承認を受けるための申請を行ひ、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算については、なお從前の例による。

3　個人又は法人が昭和三十三年三月三十一日までに改正前の租賃特別措置法（以下「旧法」という。）第十八条又は第五十二条に規定する重油ボイラーや当該重油ボイラー以外のボイラに改造した場合における必要な経費又は損金に算入する金額の計算については、なお従前の例による。

4　新法第二十一条、第二十二条の二、第二十三条、第五十五条、第五十五条の二及び第五十七条の規定は、昭和三十三年四月一日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。

5　個人若しくは法人が、昭和三十年中若しくは同年四月一日前に開始し、同日を含む事業年度（以下この項において「改正初年度」という。）において、新法第二十一条第一項各号若しくは第五十五条第一項各号に掲げる取引をした場合において、これらの取引のうち新法第二十一条第一項第八号若しくは

くは第五十五条第一項第八号に規定する縫製加工があるとき、又は新法第二十一条第一項第八号若しくは第五十五条第一項第八号に規定する者が改正初年度において、新法第二十一条第一項第四号若しくは第五号若しくは第五十五条第一項第四号若しくは第五号に掲げる取引をした場合において、

これらの取引に係る物品についての縫製加工で他の者に委託してきたものがあるときは、それを表(一)又は表(二)の上欄に掲げる新法の規定の適用については、これらの規定中これらの表の下欄に掲げる字句に該み替えるものとする。

第二十一一条の二	第一項	読み替えられる規定
第五十五条の二	第一項	読み替える規定
基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縦製加工に係る部分の金額を控除した金額にそ の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額
計算した金額と基準輸出金額のうち当該縦製加工に係る部分の金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縦製加工に係る部分の金額を控除した金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縦製加工に係る部分の金額を控除した金額にそ の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

その者の所得税について適用し、昭和三十二年十二月三十一日までに個人が土地を開墾し、又は水面を埋め立て、若しくは干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十日までに当該個人（その相続人を含む）の耕作又は採塩の用に供した場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

7 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人（その相続人を含む）が昭和三十四年一月一日以後に水稻の後作として妻又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税について適用し、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人（その相続人を含む）が同日前に水稻の後作として妻又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。